

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 開・閉会式等自主警備業務実施計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会警備・消防・防災基本計画に基づき、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、日本のひなた宮崎 国スポ県外開催競技会及び日本のひなた宮崎 障スポ競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催に伴う自主警備体制及び活動要領について必要な事項を定めることにより、事件・事故等の未然防止及び発生時における速やかな事態の収拾を図り、選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者等（以下「両大会参加者」という。）の生命・身体・財産を保護することを目的とする。

(実施機関)

第2条 県が設置する両大会の実施本部（以下「実施本部」という。）は、警察、消防、県危機管理担当部局及び委託警備会社等（以下「自主警備・消防・防災関係機関」という。）の協力を得て、自主警備業務を実施する。

第2章 両大会開・閉会式会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第3条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区分	実施期日	実施場所
日本のひなた宮崎 国スポ 総合開・閉会式リハーサル	未定	【都城市】 ・宮崎県山之口陸上競技場 敷地内及びその周辺 ・その他関係施設 ※ 荒天時は、都城市総合文 ホール
日本のひなた宮崎 国スポ 総合開会式	令和9年9月26日（日）	
日本のひなた宮崎 国スポ 総合閉会式	令和9年10月6日（水）	
日本のひなた宮崎 障スポ 開・閉会式リハーサル	未定	
日本のひなた宮崎 障スポ 開会式	令和9年10月23日（土）	
日本のひなた宮崎 障スポ 閉会式	令和9年10月25日（月）	
事前警戒・警備	未定	

(組織及び任務)

第4条 実施本部は、自主警備業務に万全を期すため、警備、消防、防災等に関する各班の職員等で構成する「警備・消防・防災本部」を設置する。また、警備・消防・防災本部を別表のとおり編成し、本部員及び警戒員（以下「本部員等」という。）に対して具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

(関係機関との連携)

第5条 警備・消防・防災本部は、自主警備業務を円滑に実施するため、自主警備・消防・防災関係機関と緊密な連絡調整を行う。

(平常時における活動)

第6条 警備・消防・防災本部は、自主警備・消防・防災関係機関及び実施本部各班と連携し、次のとおり自主警備業務を行う。

(1) 実施場所の把握

効果的に自主警備活動を行い、迅速に現場に急行できるよう、実地踏査により、開・閉会式会場の入退場経路などの状況、施設の規模、構造、収容能力、非常口、避難経路、避難場所等を把握する。

(2) 事前警戒・警備

ア 仮設物の転倒や損壊等の防止、会場内への侵入防止及び不審物件の発見等のため事前の警戒・警備を行う。

イ ドローン、カメラ内蔵型マルチヘリコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操作又は自動操作により飛行させることができる無人航空機（以下「ドローン等」という。）による犯罪行為や妨害行為を警察と連携して未然に防止する。

ウ 警察と連携して来場者の滞留が予想される入場口付近の道路において、あらかじめ一般車両の通行を禁止する措置を講じるとともに、車両の突入を阻止する。

(3) 交通誘導整理

ア 両大会関係車両に対し、駐車許可証等確認場所において駐車許可証等の有無を確認する。なお、駐車許可証等を携帯していない車両については、許可の有無を確認の上、必要に応じて許可証の再発行を行う。

イ 両大会関係車両に対し、両大会関係車両駐車場（以下「指定駐車場」という。）への案内・誘導を行う。

ウ 一般車両が指定駐車場へ侵入することを防止する。また、通行規制を行う場合は、通行規制場所において迂回路の指示を行う。

エ 交通渋滞及び交通事故の原因となる違法駐車車両を発見したときは、運転手に対して移動を要請する。要請に応じない場合又は運転手不在の場合は、警察へ対応を引き継ぐ。

オ 歩行者の安全を確保するため、会場直近の交差点等において交通の誘導整理を行う。

(4) 会場内外通行管理

ア 来場者に対し、種別に応じた動線案内及び通行誘導を行う。

イ 両大会参加者以外の一般通行者に対して、立入制限場所及び迂回路を案内する。

ウ 会場内に物資・資器材等を搬入する車両及び人員を確認し、歩行者との接触事故を防止するための通路を確保する。

エ ADカード（入場許可証）、入場券の通行管理レベル識別証（以下「ADカード等」という。）に応じた通行の適否を確認するとともに、式典会場内の配席区分に応じた入場者の案内・誘導を行う。

(5) 雑踏警備

ア シャトルバス発着場、おもてなし広場、各入場口等、人の滞留や混雑が予想される場所において、来場者の誘導を行うとともに、所要時間等を広報し、焦燥感の軽減を図る。

イ 駆け足、押し合い等による転倒等の事故を防止するため、動線別の案内、誘導を行うとともに、階段、勾配等により転倒事故が予想される危険箇所については、資器材を活用して注意喚起を行う。

ウ 来場者が過密となり、事故等の発生の恐れがある場合は、来場者の分断、進入規制、迂回措置等、状況に応じた適切な処置を行う。

(6) 会場入退場者管理

ア 開・閉会式会場に入退場者管理エリアを設定し、ADカード等を所持していない者の入場を禁止する。

イ AD管理エリア内に入場する来場者のADカード等を確認するため、AD管理エリアの入口にADカード等確認場所を設置する。本部員等は、ADカード等の確認及び本人確認を行い、不正に入場しようとする者を排除する。

ウ 式典会場の入口に金属探知機検査及び手荷物検査（以下「手荷物検査等」という。）を行うための入場口を設置する。本部員等は、手荷物検査等を行い、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ開・閉会式等会場管理運営要綱（以下「会場管理運営要綱」という。）で定める式典会場内に持ち込むことを禁止する物品（以下「持込禁止物」という。）の発見を行う。

エ 持込禁止物を式典会場内に持ち込ませないため、持込禁止物一時預かり所及び飲料移し替え所（以下「一時預かり所等」という。）を設置する。本部員等は、一時預かり所等を適切に管理運営する。

オ 式典会場における途中退場者に対して、再入場時にADカード等の確認及び本人確認、手荷物検査等を再度行うことを伝え、再入場するときは確実にADカード等の確認及び本人確認、手荷物検査等を行う。

カ 式典会場の入場口において、入退場者数を時間ごとに確認し、会場内の来場者を管理する。

(7) 不審者、不審物件等に対する警戒

ア 本部員等は、不審者、不審物件、不審車両、ドローン等を認知又は発見したときは速やかに警備・消防・防災本部に報告し、指示を受けた上で必要な対応を行う。

イ 本部員等は、犯罪行為や妨害行為をしようとする者を認知又は発見したときは、速やかに警備・消防・防災本部に報告し、指示を受けた上で必要な対応を行う。

(8) 迷子、遺失物等に対する対応

本部員等は、迷子、遺失物及び拾得物を発見又は届出があったときは、速やかに警備・消防・防災本部に報告するとともに、迷子・遺失物預かり所に引き継ぐものとする。

(9) 禁止行為への対応

本部員等は、会場管理運営要綱で定める開・閉会式会場内において禁止する行為を行う者に対し、注意・警告等を行い、従わない場合は退場させる。

(事件・事故等発生時における対応)

第7条 警備・消防・防災本部は、事件・事故、妨害行為等（以下「事案等」という。）の発生情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに事態の早期鎮圧、被害の拡大防止を図るため、自主警備・消防・防災関係機関と協力し、次の活動を行う。

(1) 通報・連絡

ア 本部員等は、事案等を認知又は発見したときは、警備・消防・防災本部へ事案等の概要を報告する。

イ 報告を受けた警備・消防・防災本部は、直ちに本部員等を現場に派遣し、当該事案等の事実確認、状況把握を行うとともに、自主警備・消防・防災関係機関に通報・連絡を行う。

(2) 初期対応

ア 警備・消防・防災本部は、次の初期対応を行う。

(ア) 事案等の情報収集を行い、正確な状況把握に努め、事案等の内容に応じた的確な指示を現場に急行した本部員等に与えるとともに、状況に応じて自主警備・消防・防災関係機関への出動要請を行う。

(イ) 事案等の状況により、本部員等に、自主警備・消防・防災関係機関が行う活動への支援、周辺における雑踏整理等を指示し、現場における早期鎮圧、収拾に協力する。

(ウ) 情報分析を的確に行い、事案等の拡大のおそれがある場合は、実施本部及び自主警備・消防・防災関係機関との連携を図りながら、事案等の拡大防止に必要な措置を講じる。

イ 本部員等は、次の初期対応を行う。

(ア) 両大会参加者の生命・身体を守ることを最優先に、二次被害が発生することのないよう安全性を確認した上で、被害者の救出・救助を行うとともに、負傷者に対し必要な応急手当を行う。なお、不審物（液体を含む。）に対応する場合は、近づくことなく、来場者を安全な場所に誘導するとともに、自主警備・消防・防災関係機関に通報する。

(イ) 可能な範囲で事案等関係者（加害者、被害者、行為者、目撃者等）の確保に努める。なお、確保が困難である場合は、事後対策のために事案等関係者の人相等の特徴及び事案等の概要を記録する。

(ウ) 自主警備・消防・防災関係機関が行う現場活動に協力し、現場周辺の雑踏整理等を行う。

(エ) 来場者の状況を注視し、現場への殺到、混乱など危険な兆候が見られる場合

は、警備・消防・防災本部へ報告するとともに、来場者への誘導や広報を行い落ち着いた行動を呼びかける。

(オ) 現場に通じる緊急車両の通行路を確保し、現場への誘導を行う。

(カ) その他事案等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

ウ 犯罪予告に対する対応を行う。

警備・消防・防災本部は、犯罪、爆破等の予告など犯罪情報を入手した場合は、速やかに自主警備・消防・防災関係機関に通報するとともに、協力して対応する。この際、両大会参加者の混乱等防止に配慮する。

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策)

第8条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

(記録)

第9条 警備・消防・防災本部は、自主警備活動状況の把握、発生した事案等の内容及び講じた措置等について、「開・閉会式等自主警備業務記録」(別記様式第1号)、「通信記録」(別記様式第2号)、事件・事故等発生状況報告書(別記様式第3号)により記録する。

(通信連絡)

第10条 警備・消防・防災本部及び自主警備・消防・防災関係機関との通信連絡体制は、別に定める。

第3章 日本のひなた宮崎 国スポーツ県外開催競技会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第11条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区分	実施期日	実施場所
競技会場 (練習会場含む)	期日未定 (公式練習日含む) ※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。	【熊本県熊本市】 ○熊本市総合屋内プール アクアドームくまもと「水泳(飛込)」 【鹿児島県湧水町】 ○湧水町轟の瀬特設カヌー競技場 「カヌー(スラローム・ワイルドウォーター)」 ※ 上記競技会場と異なる練習会場についても実施場所に含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場及び練習会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を含むものとする。

(活動要領)

第12条 自主警備体制及び活動要領については、第2章の規定を準用し、会場地市町村と協議の上、協力して必要な対策を講じる。

第4章 日本のひなた宮崎 障スポ競技会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第13条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実 施 期 日	実 施 場 所
競技会場 (練習会場含む)	期日未定 (公式練習日含む) ※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。	【宮崎市】 ○宮崎県プール「水泳(身・知)」 ○宮崎市総合体育館、宮崎市中央公民館「卓球(S T T含む)身・知・精」 ○ひなた宮崎県総合運動公園ひなた陸上競技場「フライングディスク(身・知)」 ○ひなた宮崎県総合運動公園運動広場「ソフトボール(知)」 ○宮崎エースレーン「ボウリング(知)」 【都城市】 ○宮崎県山之口陸上競技場「陸上競技(身・知)」 ○早水公園体育文化センター「バレーボール(身)」 ○早水公園体育文化センター「ボッチャ(身)」 【延岡市】 ○西階公園補助グラウンド「フットソフトボール(知)」 ○アスリートタウン延岡アリーナ「バスケットボール(知)」 ○アスリートタウン延岡アリーナ「車いすバスケットボール(身)」 【日南市】 ○日南市北郷体育館「バレーボール(知)」 【小林市】 ○(仮称)健幸のまちづくり拠点施設「バレーボール(精)」 【日向市】 ○お倉ヶ浜総合公園運動広場「ブライン

		<p>ドベースボール（身）」</p> <p>【高原町】</p> <p>○高原町総合運動公園多目的芝生広場 「アーチェリー（身）」</p> <p>【新富町】</p> <p>○新富町フットボールセンター、いちご宮崎新富サッカー場、三納代コミュニティ広場「サッカー（知）」</p> <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場及び練習会場が所在する付帯施設並びにその周辺を含むものとする。</p>
--	--	--

（活動要領）

第 14 条 自主警備体制及び活動要領については、第 2 章の規定を準用し、会場地市町村と協議の上、協力して必要な対策を講じる。

第 5 章 研修・訓練

（研修・訓練の実施）

第 15 条 実施本部は、開・閉会式等における自主警備業務を円滑に実施するため、関係する本部員等に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修及び事前訓練を実施する。

（研修・訓練内容）

第 16 条 自主警備業務に関する研修・訓練の内容は、次のとおりとする。

- （1）開・閉会式等における自主警備業務に関すること。
- （2）自主警備・消防・防災関係機関との連携に関すること。
- （3）避難誘導、避難経路に関すること。
- （4）その他自主警備に係る必要な事項に関すること。

第 6 章 雑則

（委任）

第 17 条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

別表（第4条関係）

警備・消防・防災本部編成表

編 成	業 務 内 容
警備・消防・防災 本部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開・閉会式等自主警備・消防・防災業務の統括・管理 ○ 実施本部各部との連携調整
警備・消防・防災 班長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主警備・消防・防災関係機関との連絡調整 ○ 臨時消防防災組織の指揮、運用 ○ その他重大事案対応
本部員・警戒員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備・消防・防災本部の運営 ○ 実施本部各部各班との調整 ○ 自主警備・消防・防災関係機関との連絡調整 ○ 事案等情報収集 ○ 業務内容の記録 ○ 研修・訓練 ○ 自主警備業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時における活動 事前の会場状況把握、事前警戒・警備、交通誘導、入退場者管理整理、雑踏警備、不審者・不審物件等に対する警戒、迷子・遺失物等に対する対応、禁止行為への対応 ・ 事件事故等発生時における対応 通報連絡、初期対応、犯罪等予告に対する対応 ○ 消防・防災業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火気等使用予防管理 火気等使用場所の指定、火気等使用者・関係者への指導 ・ 平常時における活動 火災等の警戒、消火用設備の点検・確認、避難経路の確保 ・ 緊急車両の配備 ・ 火災等発生時における対応 通報連絡、初期対応、避難誘導、救急救助活動

※1 臨時消防・防災組織とは、消防・防災業務実施計画に基づき、火災等が発生し、又は発生のおそれがある場合に編成される組織をいう。

※2 「本部員」とは、県実行委員会事務局職員及び県職員をいう。
「警戒員」とは、ボランティアスタッフ及び委託警備会社業務員をいう。

別記

様式第1号（第9条関係）

開・閉会式等自主警備業務記録

行事名	国スポ事前警備・開・閉会式総合リハーサル・総合開会式・総合閉会式 障スポ事前警備・開・閉会式リハーサル・開会式・閉会式・競技（ ）		
実施日時	令和9年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分		
記録者	（当日勤務員の代表者が記名）		
事件・事故等 発生状況	1	発生日時	
		発生場所	
		事案内容	
		措置	
	2	発生日時	
		発生場所	
		事案内容	
		措置	
	3	発生日時	
		発生場所	
		事案内容	
		措置	
備考			

事件・事故等発生状況報告書

事案種別	雑踏事故 妨害事案 暴行事案 盗犯事案 その他（ ）	
認知日時	令和9年 月 日（ ） 時 分	
認知方法等	【通報者】 実施本部員・ボランティア・参加者 警備員・自主警備・消防・防災関係機関（ ） 【認知状況】 現認・その他（口頭・有線・携帯・無線）	
発生日時	令和9年 月 日（ ）	
発生場所		
事案等の概要		
関係者 人定事項 (甲)	住所 職業 氏名 電話番号	年齢 歳 (男・女)
関係者 人定事項 (乙)	住所 職業 氏名 電話番号	年齢 歳 (男・女)
事案等概要		
被害金品等		
措置		
	現場臨時者	役職・氏名
通報者 人定事項		
備考		
報告年月日 報告書	令和9年 月 日 警備・消防・防災本部	係 氏名

※ 事案等関係者が3名以上いる等記入欄が不足する場合は、備考欄または別紙（様式自由）に記載して報告すること。

※ 記載に当たっては事案の推移、措置等の時系列を明らかにして報告すること。